

鹿沼市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査を執行したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

平成29年12月25日

鹿沼市監査委員 高田悦夫

鹿沼市監査委員 大貫武男

1 監査の対象及び期日

(1) 出先機関（監査期日：平成29年10月19日・20日）

ア 市民部

南摩コミュニティセンター、東大芦コミュニティセンター
加蘇コミュニティセンター、西大芦コミュニティセンター

イ こども未来部

なんま保育園、ひなた保育園

ウ 教育委員会事務局

南摩小学校、加園小学校、久我小学校、北押原小学校、北押原中学校、
南摩中学校、加蘇中学校

(2) 教育委員会事務局（監査期日：平成29年11月22日）

教育総務課、学校教育課、生涯学習課、文化課、スポーツ振興課、
学校給食共同調理場、図書館、川上澄生美術館

2 監査の範囲

平成29年度における事務事業の執行状況及び文書、備品等の保管・整備状況

3 監査の方法

監査にあたっては、対象部門において執行した事務事業に対する資料の提出を求め、資料をあらかじめ検討するとともに、関係諸帳簿との照合・確認を行い、さらに担当課長等から説明を聴取し、適正かつ効率的な事務処理がなされているかどうかの主眼をおいて実施した。

4 監査の結果

事務の執行状況及び予算の執行状況並びに文書、備品等の保管・整備状況について監査し、全般的におおむね適正であると認められた。なお、事務上の軽微な事項については、監査の際に指導をしたので記述は省略する。

5 指摘事項及び意見

指摘すべき事項はなかった。

本	庁	板荷コミュニティセンター	西大芦コミュニティセンター
加蘇コミュニティセンター	北犬飼コミュニティセンター	南摩コミュニティセンター	
南押原コミュニティセンター	東大芦コミュニティセンター	菊沢コミュニティセンター	
北押原コミュニティセンター	東部台コミュニティセンター	粟野コミュニティセンター	
粕尾コミュニティセンター	永野コミュニティセンター	清洲コミュニティセンター	